

○広島県公安委員会表彰規程

昭和44年6月21日

公安委員会規程第5号

〔注〕平成19年3月から改正経過を注記した。

改正 昭和47年5月公安委員会規程第2号

昭和58年8月公安委員会規程第4号

平成19年3月公安委員会規程第2号

令和4年3月公安委員会規程第4号

広島県公安委員会表彰規程を次のように定める。

広島県公安委員会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う表彰の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔令和4年公安委員会規程4号〕）

(公安委員会の表彰)

第2条 公安委員会の表彰は、次に掲げる者について行うものとする。

- (1) 永年勤続警察職員として表彰を受けた警察職員（勤務年数が30年に達したものに限る。）の配偶者又は直系血族
- (2) 警察責務の遂行について、多大な貢献をして殉職した警察職員の遺族
- (3) その他警察又は警察職員に対する協力について、功労があると認められる警察部外の個人又は団体

(表彰の方法)

第3条 公安委員会の表彰は、感謝状を授与して行う。

（一部改正〔令和4年公安委員会規程4号〕）

(副賞)

第4条 前条の表彰（第2条第1号に掲げる者について行うものを除く。）には、副賞として金品を付するものとする。

2 副賞の額の基準は、次のとおりとする。ただし、警察又は警察職員に対する協力について、特に顕著な功労があると認められる場合は、これを増額することができる。

(1) 団体の場合

1件1団体 10,000円以内

(2) 個人の場合

1 件 1 人 5,000円以内

(一部改正〔平成19年公安委員会規程2号・令和4年4号〕)

(表彰の取消し)

第5条 表彰後、当該表彰の事由に関して不相当である事由が認められたときは、当該表彰を取り消すものとする。

2 前項の規定により表彰を取り消したときは、表彰状、副賞その他の受賞に係る物品等の返還を求めなければならない。

(追加〔令和4年公安委員会規程4号〕)

(補則)

第6条 前各条に定めるもののほか、公安委員会の行う表彰に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

(一部改正〔令和4年公安委員会規程4号〕)

附 則

この広島県公安委員会規程は、昭和44年6月21日から施行し、同年4月1日以後の表彰事案から適用する。

附 則 (昭和47年5月26日公安委員会規程第2号)

この公安委員会規程は、昭和47年5月26日から施行し、同日以後の表彰事案から適用する。

附 則 (昭和58年8月3日公安委員会規程第4号)

この公安委員会規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月9日公安委員会規程第2号)

この公安委員会規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日公安委員会規程第4号)

この公安委員会規程は、令和4年4月1日から施行する。